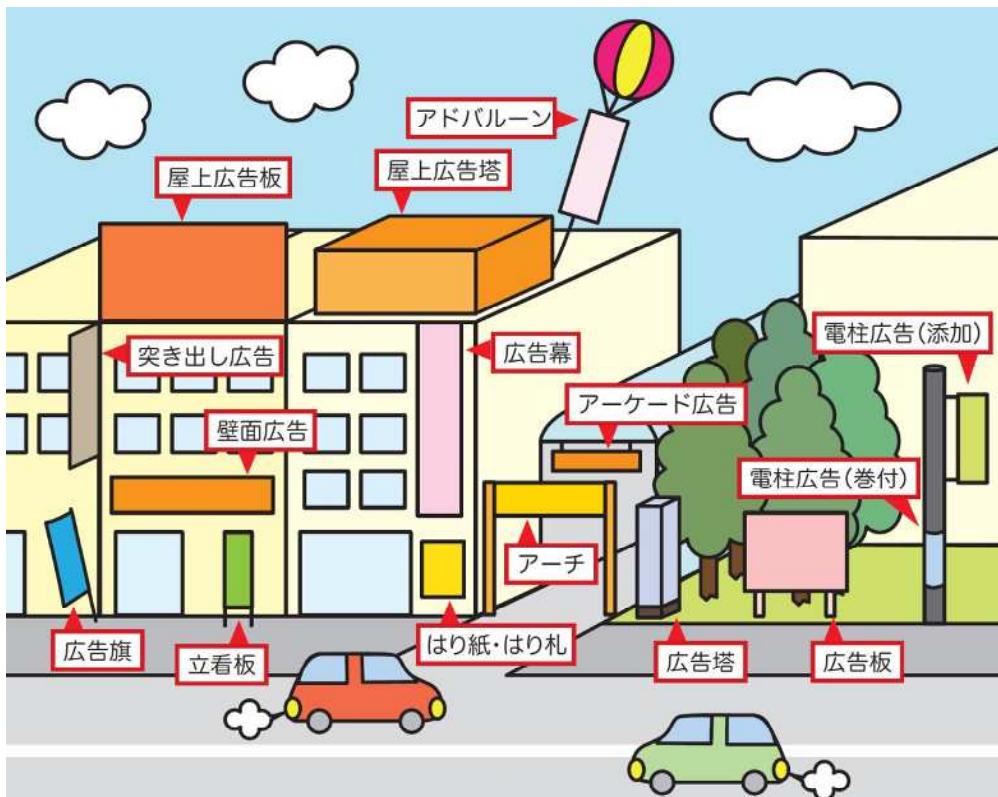


愛知県屋外広告物条例のしくみ

「屋外広告物」のルールを守りましょう！

- この冊子は、禁止や許可等の広告物の設置のしくみを中心に解説するものです。
- 屋外広告物の点検については、「あなたの看板は安全ですか？」を参照してください。
- 屋外広告業登録制度については、「屋外広告業登録の手引」を参照してください。
- 景観法に基づく景観条例、都市計画法に基づく地区計画等の他法令により屋外広告物の設置等が規制されることがあります。詳しくは、各市町村の担当部署にお問合せください。



もくじ

1 屋外広告物制度について	1
(1) 趣旨・目的・適用上の注意	1
(2) 愛知県屋外広告物条例の適用区域	1
(3) 屋外広告物の定義	1
2 屋外広告物の設置の規制	2
(1) 禁止地域	2
(2) 禁止物件	2
(3) 禁止広告物	3
(4) 許可地域	3
(5) 道路・鉄道沿線等の広告物の規制...	3
禁止地域・許可地域の規制のイメージ	4
① 高速自動車国道・新幹線鉄道沿線の規制のイメージ	6
② 主要な道路・鉄道沿線の規制のイメージ	6
③ 一部の道路・鉄道沿線の規制のイメージ	6
(6) 許可基準	7
① 共通基準	7
② 広告物の種類	7
③ 個別基準	8
○ 広告表示面積	10
(7) 適用除外 規制の適用が除外される場合	11
○ 広告表示面積の合計について	14
3 許可の申請と許可後の管理・点検等	14
(1) 事前相談	14
(2) 許可申請	14
(3) 許可の期間及び条件	15
(4) 許可証票等の添付	15
(5) 変更等の許可	15
(6) 管理義務	16
(7) 点検義務	16
① 広告物の種類・適用除外項目ごとの安全点検義務	16
② 更新前点検・改善	17
③ 有資格者による安全点検	17
(8) 更新等の許可	17
(9) 除却義務	18
(10) 管理者等の届出	18
4 広告景観地区	18
5 広告主の責務	19
6 違反に対する措置・罰則	19
(1) 許可の取消し	19
(2) 簡易除却	19
(3) 措置命令等	19
(4) 立入検査等	19
(5) 罰則	19
7 屋外広告業登録制度	20
8 屋外広告物審議会	20
9 附録	20
(1) 愛知県屋外広告物条例・規則に 規定のある資格等の概要	20
(2) 屋外広告物許可要否フロー図	21

表記について

- 屋外広告物法・愛知県屋外広告物条例では、「広告物の表示」と「掲出物件の設置」は書き分けられていますが、説明の便宜上、本紙ではこれらをあわせて「広告物を設置」と表記しています。
- 屋外広告物法・愛知県屋外広告物条例において、「都道府県知事」、「知事」の権限とされている事務のうち、一部の市町村長に権限が移譲されている事務は「知事又は市町村長」、すべての市町村長に権限移譲されている事務は「市町村長」と表記しています。

1 屋外広告物制度について

(1) 趣旨・目的・適用上の注意

- 屋外広告物は日常生活に必要な情報を提供し、街に生き生きとした表情をもたらします。その反面、屋外広告物が無秩序に設置されると景観が損なわれ、適正な管理がされないと、老朽化などによる落下、倒壊等の危険があります。
- 屋外広告物法**（昭和24年法律第189号）及び**愛知県屋外広告物条例**（昭和39年条例第56号）では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として（法第1条）、屋外広告物の表示、屋外広告物を掲出する物件の設置についての規制、屋外広告業の登録制度を設けています。
- なお、法及び条例の適用にあたっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならないこととされています。（法第29条、条例第39条）

(2) 愛知県屋外広告物条例の適用区域

（法第27条、地方自治法施行令第174条の40、第174条の49の19）

- 愛知県屋外広告物条例は、政令指定都市、中核市を除く県内49市町村の区域に適用されます。**

- 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市の区域には県条例は適用されませんので、これらの区域での規制については、各市に確認してください。

青色：県条例適用区域（49市町村）

白色：県条例が適用されない区域（5市）



(3) 屋外広告物の定義（法第2条第1項）

- 屋外広告物とは、以下の①～④すべてを満たすものをいいます。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ -1 看板、立看板、はり紙及びはり札
-2 広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの
-3 これらに類するもの

- 愛知県では、上記①について、以下のように定義しています。

- ① 常時表示するとは、土地や工作物（禁止物件含む）などに定着して表示すること。
- ② 一定の期間継続して表示するとは、容易に動かすことができる置き看板、立看板、広告旗等を、5日を超えて継続して表示すること。
※ 商業広告物だけでなく、非営利的なものであっても、表示内容に関わらず屋外広告物となります。
- ※ 絵画、写真等「一定の観念、イメージ等を伝達するもの」は、表示されるものにあたります。
- ※ 「公衆に表示」とは、単に「不特定多数に対して表示する」という意味ではありません。駅、空港等の改札口の内側の人や、野球場、遊園地内の観客等、特定の法律関係における当事者に向けた広告物は「公衆に表示」されたものにはあたりません。

2 屋外広告物の設置の規制

(1) 禁止地域 広告物の設置ができない地域（条例第3条第1項）

良好な景観の形成と事故等の防止のため、次の地域に広告物を設置することはできません。

1. 第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区
2. 指定文化財の周囲50メートル以内の地域
3. 風致保安林、原生自然環境保全地域等
4. 高速自動車国道、自動車専用道路、新幹線鉄道の全区間
5. 知事が指定する道路及び鉄道等の区間
6. 道路及び鉄道等に接続する地域で、知事が指定する区域
7. 都市公園の区域、知事が指定する公共空地
8. 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館及び体育館の敷地
9. 古墳、墓地、火葬場、葬祭場の敷地

詳しくは次ページ
(5)で解説します



(2) 禁止物件 広告物の設置ができない物件（条例第4条）

良好な景観の形成と事故等の防止のため、次の物件に広告物を設置することはできません。

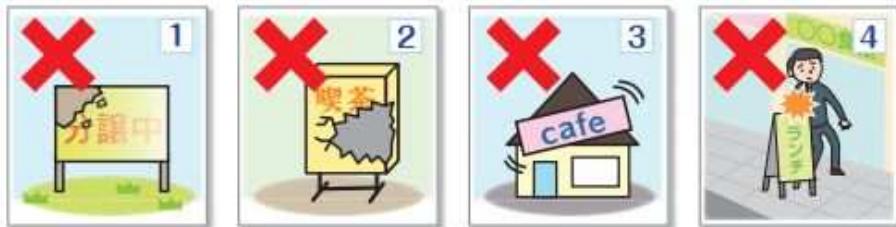
1. 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
2. 街路樹、路傍樹
3. 信号機、道路標識、道路上のさくその他これらに類するもの
4. 電柱、街灯柱その他これらに類するもの
(許可基準に適合する電柱広告、街灯柱広告は適用除外となります。)
5. 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
6. 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、道路上の変圧器塔及び開閉器塔
7. 送電鉄塔及び送受信塔
8. 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
9. 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
10. 景観重要建造物、景観重要樹木



(3) 禁止広告物 設置ができない広告物（条例第8条）

次の広告物は景観を損ねるとともに事故等の原因となるため設置することができません。

1. 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
2. 著しく破損し、又は老朽したもの
3. 倒壊又は落下のおそれのあるもの
4. 交通の安全を阻害するおそれのあるもの



(4) 許可地域 広告物の設置に許可が必要な地域（条例第5条、条例別表）

許可地域等で広告物の設置をする場合は、市町村長から、許可基準に適合した広告物の表示許可を受ける必要があります。

条例第5条第1項の許可地域

1. 市の全域
2. 条例別表に掲げる人口5千人以上の町村の市街化区域
(海部郡飛島村、北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村の4町村を除く県内の町を掲載)
※ 人口5千人以上の町村の市街化調整区域・都市計画区域外、
人口5千人未満の町村の区域（上記4町村）は本項の許可地域に含まれません。

条例第5条第2項の許可地域

1. 知事が指定する道路及び鉄道等の区間
2. 道路及び鉄道等に接続する地域で、知事が指定する区域
3. 池沼及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

(5) 道路・鉄道沿線等の広告物の規制（条例第3条第1項、第5条第2項）

主要な道路・鉄道等からの良好な景観を形成するため、沿線等の広告物については、条例第3条第1項、第5条第2項において規制を設けています。禁止区間及び禁止区域には、禁止地域等の適用除外を受けない広告物を設置することはできません。沿線等の広告物の規制については、次ページ以降の「規制のイメージ」も参照してください。

※1 知事が指定する区間及び区域は、愛知県告示 昭和53年10月23日 第1173号
「広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定」に示されています。規制地域は、各市町村の屋外広告物担当に確認してください。

※2 告示で指定された規制区域内であっても、都市計画法第8条第1項の規定による商業地域及び近隣商業地域、前記告示備考に記載の国勢調査による人口集中地区及び自然の立地条件、家屋連たん、高層建築物等の人為的障害物、道路等の高架構造により、実際に車両等が走行又は駐停車する部分から広告物が展望できない地域は、道路・鉄道沿線等の規制区域から除外されます（前記告示備考、愛知県通知）。

これらの区域が他の禁止地域や第5条第1項の許可地域にあたる場合は、その規制を受けることとなります。

※3 条例第7条（経過措置）の規定により、ある場所が、禁止地域等又は条例第5条第2項の許可地域に指定された際に、すでに設置されている広告物については、経過措置として指定の日から3年間は、禁止地域等又は条例第5条第2項の許可地域の規定は適用しません。

禁止地域・許可地域の規制のイメージ



※ この図はイメージです。実際の規制は各市町村の屋外広告物担当に確認してください。



① 高速自動車国道・新幹線鉄道沿線の規制のイメージ

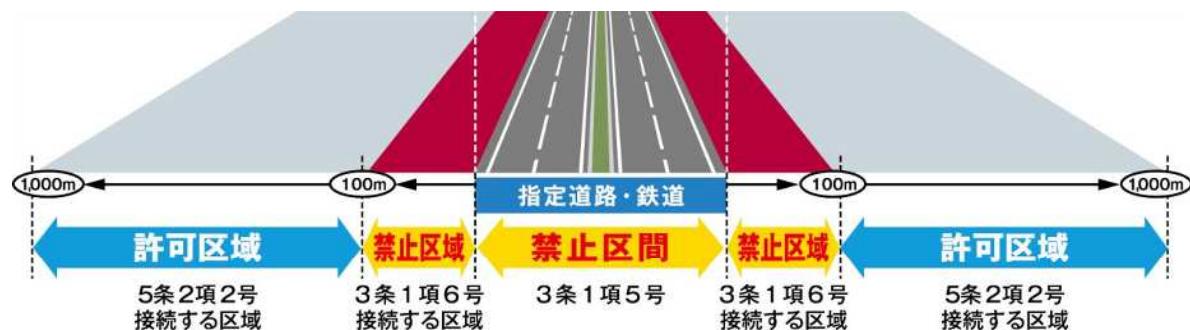
- 禁止区間 高速自動車国道・新幹線鉄道の全区間
- 禁止区域 高速自動車国道・新幹線鉄道の全区間の路端から 500 m未満までの区域
- 許可区域 高速自動車国道・新幹線鉄道の全区間の路端から 500 m以上 1,000 m までの区域



② 主要な道路・鉄道沿線の規制のイメージ

例：国道1号、23号、知多半島道路、セントレアライン、JR 東海道本線、名鉄名古屋本線等

- 禁止区間 主要道路・鉄道の全区間
- 禁止区域 主要道路・鉄道の全区間の路端から 100 m未満までの区域
- 許可区域 主要道路・鉄道の全区間の路端から 100 m以上 1,000 m までの区域



③ 一部の道路・鉄道沿線の規制のイメージ

例：一部の国県道・名鉄支線等

- 禁止区間 鉄道の全区間
- 許可区間 道路の全区間
- 許可区域 道路・鉄道の全区間の路端から 1000 m までの区域

広告板・広告塔は、許可基準により路端から 100 m 以上隔すこととしているため、路端から 100 m 未満の区域には設置できません（適用除外広告物を除く）。



※許可基準(路端からの距離)により広告板・広告塔が設置できない区域
(自家用広告物等、許可地域等の規定が適用除外される広告物を除く)

(6) 許可基準（条例第11条、規則第7条、規則別表第一）

許可基準には、すべての広告物に適用される「**共通基準**」（規則別表第一 1）と広告物の種類ごとの「**個別基準**」（規則別表第一 2）があり、許可を受けるためには、両方を満たさなければなりません。

① 共通基準（規則別表第一 1）

1. 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。
2. 原色を過度に使用していないこと。
3. 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。
4. 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないこと。
5. 広告を表示しない面及び脚部で展望可能の部分は、塗装その他の装飾をすること。
6. 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。
7. 風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。
8. 交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと。
9. 交通信号機、道路標識等の効用を阻害しないこと。

② 広告物の種類（規則別表第一）

以下の広告物の種類ごとに個別基準が設けられています。（イメージは表紙の挿絵参照）

種類	定義	
広告板 [広告塔]	金属等の耐久材料を使用して作成し、建植したもので、平面的〔立体的〕に内容を表示するもの	
アーチ	金属等の耐久材料を使用して作成し、道路をまたぎ建植したもの	
屋上広告板 [屋上広告塔]	金属等の耐久材料を使用して作成し、建築物の屋上に取り付けたもので、平面的〔立体的〕に内容を表示するもの	
壁面広告	金属等の耐久材料を使用して作成し、建築物又は工作物の壁面に取り付け、又は直接塗り付けたもので、平面的に内容を表示するもの	
突き出し広告	金属等の耐久材料を使用して作成し、建築物又は工作物の側面に取り付けたもの	
アーケード広告	金属等の耐久材料を使用して作成し、アーケードの天井から吊り下げ、又は直接取り付けたもの	
電柱広告（巻付）	金属等の耐久材料を使用して作成し、電柱に巻き付けたもの	
電柱・街灯柱広告 (塗り)	電柱又は街灯柱に直接塗り付けたもので、平面的に内容を表示するもの	
電柱・街灯柱広告 (添加)	金属等の耐久材料を使用して作成し、電柱又は街灯柱の側面に取り付けたもの	
簡易な広告物等 （規則第1条第2項）	はり紙	紙を使用して作成し、建築物又は工作物に直接貼り付けたもの
	はり札 (類似広告物含む)	ベニヤ板に紙を貼り、又は合成樹脂、金属等に直接印刷して作成し、建築物又は工作物にくくり付けたもの
	広告旗	広告の用に供する旗の一片に棒を取り付け、掲げたものなど
	立看板 (類似広告物含む)	紙、布、木又は金属等を使用して作成し、自立させたもの又は建築物若しくは工作物に立て掛けたもの
	広告幕 (類似広告物含む)	布又は網を使用して作成し、建築物又は工作物に取り付けたもの
	アドバルーン	網に布片等を取り付け、気球で掲揚したもの

③ 個別基準（規則別表第一 2）

規制地域 広告物等 の種類	許可地域 (条例第5条第1項)		許可区域 (条例第5条第2項)	
	市の全域 人口5千人以上の町村の市街化区域	知事指定の道路・鉄道の接続区域 知事指定の池沼付近の区域	新高 幹速 線道 沿路 線・ 鉄道 以外 沿の 線道	幅20m以下 地上からの高さ10m以下 広告表示面積50m ² 以下 路端から500m以上隔す 相互に300m以上離す 原則長方形・正方形に限る 地色に原則黒色・原色の使用不可
広告板	広告表示面積35m ² 以下 地上からの高さ10m以下 脚部の広告表示不可 地色に原則黒色・原色の使用不可		路上 ・記 鉄以 道外 沿の 線道	幅15m以下 地上からの高さ10m以下 広告表示面積35m ² 以下 路端から100m以上隔す 相互に50m以上離す 原則長方形・正方形に限る 地色に原則黒色・原色の使用不可
			池沼付近	幅10m以下 地上からの高さ10m以下 広告表示面積20m ² 以下 相互に50m以上隔す 水際から100m以上離す 原則長方形・正方形に限る 地色に原則黒色・原色の使用不可
			新高 幹速 線道 沿路 線・ 鉄道 以外 沿の 線道	幅5m以下 地上からの高さ20m以下 広告表示面積50m ² 以下 路端から500m以上隔す 相互に300m以上離す 原則角柱状・円筒状に限る 地色に原則黒色・原色の使用不可
広告塔	広告表示面積50m ² 以下 地上からの高さ10m以下 脚部の広告表示不可 地色に原則黒色・原色の使用不可		路上 ・記 鉄以 道外 沿の 線道	幅3m以下 地上からの高さ15m以下 広告表示面積35m ² 以下 路端から100m以上隔す 相互に50m以上離す 原則角柱状・円筒状に限る 地色に原則黒色・原色の使用不可
			池沼付近	幅2m以下 地上からの高さ15m以下 広告表示面積20m ² 以下 相互に50m以上隔す 水際から100m以上離す 原則角柱状・円筒状に限る 地色に原則黒色・原色の使用不可
			新高 幹速 線道 沿路 線・ 鉄道 以外 沿の 線道	幅5m以下 地上からの高さ20m以下 広告表示面積50m ² 以下 路端から500m以上隔す 相互に300m以上離す 原則角柱状・円筒状に限る 地色に原則黒色・原色の使用不可
アーチ	広告表示面積50m ² 以下 地上からの高さ10m以下 脚部の広告表示不可 下端の路面からの高さは道路管理者の定める基準に適合 (基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上) 地色に原則黒色・原色の使用不可			
屋上広告板 屋上広告塔	耐火・不 燃構造建 築物	広告表示面積制限なし 建築物の高さの2/3以下		
	木造 建築物	広告表示面積20m ² 以下 地上からの高さ10m以下		
壁面広告	窓・開口部をふさがない 住居系用途地域では広告表示面積20m ² 以下 (住居系用途地域外では広告表示面積制限なし) 1壁面に同一内容のものは1個			

規制地域 △ 広告物等 の種類	許可地域 (条例第5条第1項)	許可区域 (条例第5条第2項)
広告物等 の種類	市の全域 人口5千人以上の町村の市街化区域	知事指定の道路・鉄道の接続区域 知事指定の池沼付近の区域
突き出し広告	1個の広告表示面積15m ² 以下 道路境界から路面上に突き出す出幅は道路管理者の定める基準に適合 (基準のない場合1m以下) 下端の路面上からの高さは道路管理者の定める基準に適合 (基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上) 壁面の高さを超えて設置する場合の高さは壁面からの出幅以下 交通信号機から50m以内ではネオンサインの使用不可	
アーケード広告	広告表示面積3m ² 以下 板状・箱状の不燃構造体 下端の路面上からの高さは道路管理者の定める基準に適合 (基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上) 柱・軒先の広告表示不可 原則同一商店街で規格を統一	
電柱広告	塗り付け るもの・ 巻き付け るもの	路面上又は地上から1.2m以上3.4m以内に表示 電柱1本当たりの総表示面積は1m ² 以下 地色に原則黒色・赤色の使用不可
	添加する もの	道路上の電柱には道路中心線に直角に道路中心線と反対方向に取り付けるか道路中心線に平行に取り付ける(歩道又は道路外に設置する場合又はその最下端を路面上から5m以上の高さとする場合を除く) 電柱1本に1個 横0.45m以下、縦1.2m以下、電柱から垂直に0.15m離す 上下端を塗装した帯鉄で取り付ける 下端の路面上からの高さは道路管理者の定める基準に適合(基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上)、道路外では3m以上 地色に原則黒色・赤色の使用不可
街灯柱広告	塗り付け るもの	町名・商店街名を表示するものを除き街灯柱1本に1個 横0.3m以下、縦0.8m以下 下端の路面上又は地上からの高さ2.5m以上 地色に原則黒色・赤色の使用不可
	添加する もの	町名・商店街名を表示するものを除き街灯柱1本に1個 道路中心線に直角に道路中心線と反対方向に取り付けるか道路中心線に平行に取り付ける 横0.45m以下、縦0.9m以下、厚さ0.15m以下 板状・箱状の不燃構造体 下端の路面上からの高さは道路管理者の定める基準に適合(基準のない場合は歩道では2.5m以上、その他の道路では4.5m以上)、道路外では3m以上 交通信号機から50m以内ではネオンサインの使用不可 地色に原則黒色・赤色の使用不可
はり紙	大きさ1.5m ² 以下 容易に除却できる方法で表示、全面のり付け不可	
はり札	大きさ0.3m ² 以下 同一壁面に2枚以内	
広告旗 (のぼり旗)	表示面の大きさ横0.9m以下、縦1.8m以下 地上から上端までの高さ3m以下 倒伏しないようにする 2本以上並列する場合は等間隔に並べる	
立看板	表示面の大きさ横0.9m以下、縦1.8m以下 脚の長さ0.3m以下 併用広告は下端に表示 倒伏しないようにする 2本以上並列する場合は等間隔に並べる	

規制地域	許可地域 (条例第5条第1項)	許可区域 (条例第5条第2項)
広告物等の種類	市の全域 人口5千人以上の町村の市街化区域	知事指定の道路・鉄道の接続区域 知事指定の池沼付近の区域
広告幕	道路を横断するものの 幅1m以下 下端の路面上からの高さは道路管理者の定める基準に適合 (基準のない場合は4.5m以上) 地色に原則黒色・赤色の使用不可	
	垂れ幕 幅1.5m以下、長さ15m以下 窓の全部又は大部分をふさがない 地色に原則黒色・赤色の使用不可	
アドハルーン	掲揚高度は地上から20m以上45m以下 添加広告は幅1.5m以下、高さ15m以下の網に布片等で表示し、十分緊結する 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないようにする 地表面に対する傾斜角度が45度以下となる強風時に掲揚しない 掲揚・降下作業時の危険防止の措置をとる	

※ 住居系用途地域とは、都市計画法第8条第1項の規定による第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域を指します。

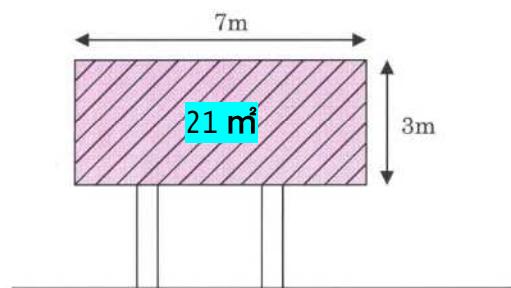
※ 許可区域（条例第5条第2項）の基準「相互に○○m離す」は、許可を受けて設置されている広告物からの間隔を指します。適用除外により許可を得ていない広告物等から間隔をとる必要はありません。

○広告表示面積（規則第10条第2号）

広告物に複数の表示面がある場合は、その広告物を一方向から見たときに同時に見ることができる表示面の合計面積が最大となるときの当該合計面積（**最大可視面積**）がその広告物の広告表示面積となります。この考え方により、広告物が許可基準や適用除外基準に適合しているかを判断します。

適合する例 条例5条1項の許可地域で表示面が画面にある広告板を設置する場合

※ 用途地域は準住居地域とする。



● 考え方

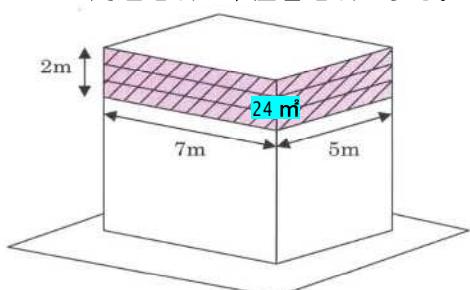
広告板の表示面の面積の合計は 42 m^2 ですが、一方向から見たときに同時に見ることができる表示面は1面のみのため、1面の面積である 21 m^2 が広告表示面積となります。

このため、この広告板は、条例第5条第1項の面積の許可基準 (35 m^2 以下) に適合しています。

$$21\text{ m}^2 \leq 35\text{ m}^2 \cdots \text{OK}$$

不適合の例 条例5条1項の許可地域で表示面が建物の四方にある壁面広告を設置する場合

※ 用途地域は準住居地域とする。



● 考え方

1壁面ごとの表示面の面積はそれぞれ 14 m^2 と 10 m^2 ですが、直方体の建物は2壁面を同時に見ることができため、最大可視面積の 24 m^2 が広告表示面積となります。

このため、この壁面広告は条例第5条第1項の面積の許可基準（住居系用途地域では 20 m^2 以下）に**適合していません**。

$$24\text{ m}^2 \geq 20\text{ m}^2 \cdots \text{NG}$$

(7) 適用除外 規制の適用が除外される場合（条例第6条）

一定の基準の範囲内の広告物について、禁止地域等、禁止物件、許可地域等の規制の適用を除外します。「要許可」とあるものは、適用除外を受けるために、許可申請し、許可を得る必要があります。

※ 上記2(3) 禁止広告物（条例第8条）の適用除外はありません。

適用除外基準（規則別表第二）

規制地域 又は物件 適用除外 の項目	禁止地域等 (条例第3条第1項)	禁止物件 (条例第4条)	許可地域等 (条例第5条第1項及び第2項)
法令の規定による 広告物 条例第6条第1項第1号	許可不要〈基準なし〉	許可不要〈基準なし〉	許可不要〈基準なし〉
選挙運動広告物 条例第6条第1項第2号	許可不要〈基準なし〉	許可不要〈基準なし〉	許可不要〈基準なし〉
自家用広告物 条例第6条第2項第1号 条例第6条第5項	<p>低層 風致居 住地專 用等地 域、</p> <p>上記以 外の地 域</p> <p>適合し ない基 準に 合</p>	<p>許可不要〈基準あり〉 広告表示面積の合計10m²以下 赤色ネオンサイン・管露出ネオンサイン・点滅電飾設備不可 建築物棟上への表示・設置不可 特定の商品名等の誇張表示不可 蛍光塗料の使用不可 共通許可基準・条例第5条第1項の個別許可基準に適合</p> <p>許可不要〈基準あり〉 広告表示面積の合計10m²以下 特定の商品名等の誇張表示不可 蛍光塗料の使用不可 共通許可基準・条例第5条第1項の個別許可基準に適合</p> <p>②上記以外の地域 広告表示面積の合計20m²以下 蛍光塗料の使用不可 共通許可基準・条例第5条第1項の個別許可基準に適合</p>	<p>表示・設置不可</p> <p>許可不要〈基準あり〉 広告表示面積の合計20m²以下 (住居系用途地域では広告表示面積の合計10m²以下) 特定の商品名等の誇張表示不可 蛍光塗料の使用不可 共通許可基準・条例第5条第1項の個別許可基準に適合</p>
管理用広告物 条例第6条第2項第2号	許可不要〈基準あり〉 広告表示面積の合計3m ² 以下 共通許可基準に適合 広告板等の脚部の広告表示不可 壁面広告で窓・開口部をふさがない 突き出し広告の個別許可基準に適合	表示・設置不可	許可不要〈基準あり〉 広告表示面積の合計3m ² 以下 共通許可基準に適合 広告板等の脚部の広告表示不可 壁面広告で窓・開口部をふさがない 突き出し広告の個別許可基準に適合
工事現場の板塀類に 表示する広告物 条例第6条第2項第3号	許可不要〈基準あり〉 工事期間中の表示に限る 宣伝の用に供しない	表示・設置不可	許可不要〈基準あり〉 工事期間中の表示に限る 宣伝の用に供しない

(参考)

- 「自家用広告物」とは、自己の名称、店名、事業内容等を表示するため、自己の事業所、営業所等に設置する広告物をいいます。 例「〇〇屋〇〇店 営業時間〇時～〇時 〇〇販売中」
- 「管理用広告物」とは、自己の所有・管理する土地・物件に、所有者・管理者が管理上の必要に基づき設置する広告物をいいます。 例「前向きに駐車してください 〇〇店 店長」